

令和2年度 森林・林業施策の概要

本県では、戦後、植林された人工林が本格的な利用期を迎えている。森林の公益的機能を持続的に発揮させていくには、これらの人工林の施業を、意欲と能力のある林業経営体に集約して、森林管理が事業活動として行われるようにしていく必要がある。

一方、令和元年度からは、国の新たな森林経営管理システムが導入され、制度が円滑に運営されるような体制づくりが求められている。

また、こうした山側の状況を踏まえると、今後、県産木材の生産量は増加していくことが見込まれ、木材の出口対策として、住宅だけでなく、中大規模な公共施設・民間施設においても利用拡大を図るとともに、宮の郷工業団地に整備された木材の流通・加工施設の集積効果を活かして、需要に対応した木材の安定供給体制を整備していく必要がある。

さらに、森林には、県土の保全や水源の涵養などの公益的機能の発揮のほか、森林浴やレクリエーション、環境学習や森林ボランティアの活動の場としての役割も期待されており、こうした様々な県民ニーズに応える森林づくりを進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、令和2年度は、『茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～』の施策に示す「林業の成長産業化」の実現に向けて、林業経営の自立化、県産木材の利用促進と木材産業の発展、機能豊かな森林づくりの推進に取り組んでいく。

[林 政 課]

1 林業経営の自立化

- (1) 自立した林業経営による森林管理を実現するため、意欲と能力のある林業経営体に対し、高性能林業機械の活用支援や森林情報の提供を行うことにより、施業の集約化を推進するとともに、市町村による森林整備が円滑に推進されるよう支援を行う。
- (2) 森林組合や林業経営体による提案型集約化施業を促進するため、森林施業プランナーや森林総合監理士などにより森林経営計画や市町村森林整備計画の作成を支援する。また、高い技術を持つ林業従事者を育成するため、林業技術の講習や高性能林業機械のオペレーター養成などを行い、低コストの森林整備を推進する。
- (3) 航空レーザー測量等による詳細な森林情報の収集や森林 GIS の整備を行い、森林の現況を正確に把握して、地域森林計画の樹立や適正な森林管理に資する。

さらに、森林整備を円滑に進めるため、県と市町村が連携して森林の土地の所有者等の情報を集約化した林地台帳を適切に運用する。

- (4) きのこと・山菜類の安全・安心を確保するため、放射性物質検査を継続し安全性の確認を徹底するとともに、原木シイタケ及びたけのこの出荷制限等を早期に解除するた

め、林業普及指導員を中心に生産者等への現地指導を市町村と連携して推進する。

うるしについては、うるし掻き職人の育成やウルシ苗木植栽の支援、山林における生育管理技術等に関する研究など、生産体制の充実に取り組み、県北地域の地場産業としての定着を図る。

2 県産木材の利用促進と木材産業の発展

(1) 県産木材の利用拡大と多くの県民が身近に木とふれあう機会を創出するため、木材利用の波及効果が期待できる民間施設等の木造化・木質化や木造住宅の建築を推進するとともに、児童等が使用する机・椅子等の木製品導入を推進する。

また、林業関係団体と連携し、いばらき木づかい運動を展開することにより、広く県民に対する木材利用の普及啓発を図る。

(2) 製材の生産力や品質を向上させるため、木材加工設備等の整備に対して支援するとともに、林業・木材産業改善資金等の活用を促進する。

また、川上側の素材生産業者、川中の製材業者及び川下側の設計・工務店などの関係者間の連携を強化し、建築現場等のニーズに対応した県産木材の安定供給を図る。

3 機能豊かな森林づくりの推進

(1) 県民生活に身近な平地林・里山林を地域主体で適正に整備・保全するため、市町村が実施する、通学路等道路沿いや農地に隣接する荒廃した森林の整備、森林に侵入した竹の駆除、有用広葉樹林の再生などに対して支援し、地域住民にとって快適で豊かな森林環境づくりを推進する。

(2) 県民が自然に親しみながら休養し、自然について学習する場である茨城県自然観察施設（茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター、茨城県きのこ博士館、茨城県奥久慈憩いの森、茨城県水郷県民の森）の整備・修繕等を行うとともに、指定管理者の自主性を尊重しつつ県民が利用しやすい施設として管理運営を図る。

また、茨城県民の森及び茨城県植物園の一体的な活用による新たな観光拠点の創出に向けた基本構想を策定する。

(3) 森林ボランティアの活動支援や森林づくり活動への県民の直接参加を促し、県民参加の森づくりを推進する。

また、森林内での多様な体験活動を通じて人々の生活や環境と森林との関係について学ぶ森林環境教育を推進するため、茨城県自然観察施設等を活用した森林・林業体験学習を実施する。

(4) 令和4年に茨城県で開催される第46回全国育樹祭の実施に向け、基本コンセプトの策定と開催内容等の検討・決定及び会場の環境整備を行う。

[林 業 課]

1 林業経営の自立化

- (1) 自立した林業経営による持続的な森林管理を推進するため、意欲と能力のある林業経営体が行う再生林や間伐などの森林整備を支援する。
- (2) 効率的な森林整備を推進するため、林道、作業道を開設するほか、奥久慈地域の林業の活性化と地域の振興を図るため、基幹的な林道として奥久慈グリーンライン林道の開設を推進する。
- (3) 林業用の優良種苗を安定的に供給するため、採種園を増設して種子の増産を図るとともに、効率的な苗木生産が可能で低コストな造林に資するコンテナ苗生産量の増加を図る。
- (4) 県有林の適正な管理と経営の安定化を図るため、下刈りや間伐などの保育管理を実施するとともに、計画的な伐採を推進する。
- (5) 県土や生活環境の保全に資するよう海岸県有林が持つ海岸防災林としての機能を発揮させるため、適正な維持管理を図る。

2 機能豊かな森林づくりの推進

- (1) 保安林の適正な管理を図るため、計画的な保安林の整備などに努めるとともに、公益的機能が低下した保安林については機能回復を図るため、植栽等の森林整備を実施する。
- (2) 令和元年東日本台風の豪雨により発生した山腹崩壊箇所の早期復旧を図るとともに、災害を防止するため、荒廃の危険性の高い山地や溪流を対象として、治山工事（山腹工，治山ダム工，流路工，落石防止工など）を重点的に実施する。
- (3) 飛砂や潮害，津波などから後背地の農地や宅地等を保全する海岸防災林について，防潮護岸施設等の計画的な整備を実施する。
- (4) 海岸防災林の公益的機能の強化を図るため，松くい虫の被害を防止するための薬剤散布を行うとともに，松くい虫による被害木の伐倒処理を行うほか，衰退したマツ林では広葉樹などを植栽して早期に森林の回復を図る。
- (5) 気象災害や林野火災などを防止するため，森林パトロールを計画的に実施するとともに，森林保護に係る普及啓発活動を推進する。